

新型コロナウイルス感染症の影響に対する個人、世帯向け支援一覧(相談窓口)

個人・世帯向け

新型コロナの影響で生活に困っていて相談したい	生活支援総合相談窓口	県が、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する方を対象に、くらし、すまい、しごととの相談を ワンストップ で受付中	生活支援総合相談窓口 平日9時～17時 電話:045-285-0647(直通) FAX:045-210-8859
NEW 総合支援資金の再貸付を終了、または再貸付が不承認の場合	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯(注)で、以下の要件を満たすもの (1)収入要件 収入が①②の合算額を超えないこと(月額) ①市町村民税均等割非課税額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準額 (2)資産要件 預貯金が①の6倍以下であること(ただし100万円以下) (3)求職等要件 以下のいずれかの要件を満たすこと ・ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと	厚生労働省生活困窮者自立支援金コールセンター 0120-46-8030 受付時間:9～17時(平日のみ) 鎌倉市生活福祉課援護担当 0467-23-3000(内2357) 〻(注)〇総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯(再貸付期間中に辞退した結果として、8月までに終了となった場合を除く)〇総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯〇総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
休業・失業等で生活資金に不安	住居確保給付金	家賃相当額(上限あり)を支給	インクル相談室鎌倉 0467-46-2119
	緊急小口融資	最大 20万円 を貸付	鎌倉市社会福祉協議会 0467-23-1075
	総合支援資金(生活支援費)	月15万円以内 (単身世帯)を貸付 月20万円以内 (複数世帯)を貸付	個人向け緊急小口資金総合支援資金相談 コールセンター 0120-46-1999 ※ただし、総合支援資金の 初回貸付・再貸付 については、令和3年8月末日までに総合支援資金の初回貸付を申請した世帯をもって終了する
貸付してもらったが返金が困難	緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の 償還免除	償還免除は、資金種類ごとに一括して実施。 ①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付◆借受人と世帯主が 住民税非課税 であれば、 償還免除の対象 ※そのほかの世帯員の課税状況は問わない	0467-23-1075
低金利で貸付してほしい	勤労者生活資金貸付	市内に居住または勤務する勤労者の方向け(増改築費、冠婚葬祭費、医療費、教育費、新型コロナウイルス感染症対策費(生活に苦慮されている方の生活費))など	鎌倉市市民防災部商工課 0467-61-3853 中央労働金庫大船支店 0467-46-6291(代表)
休業中に賃金を受け取ることができなかった方	休業支援金・給付金	事業主が休業させ、休業期間中に賃金を受け取れなかった方。平均賃金の 60%～80% (上限あり)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター0120-221-276 平日/8:30～20:00、 土日祝/8:30～17:15
業務・通勤などの発症	労災保険休業補償	平均賃金の 80% 補償	労働基準監督署(藤沢労働基準監督署)0466-97-6749

神奈川県議会議員



いいのまさたけ

検索

飯野まさたけ

県政レポート

〒247-0056

鎌倉市大船1-9-1-2F

電話 0467-84-9697

FAX 0467-84-9698

県政レポート 2021年7・8月号

編集・発行 立憲民主党・民権クラブ鎌倉市政務活動事務所



新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、現在、神奈川県では「まん延防止等重点措置区域」が三度目の延長となっております。不要不急の外出自粛により心身への影響や休業・時短や外出自粛に伴う社会経済活動の低迷により、多くの方々がお困りのことと存じます。そのような中で経済格差が拡大していく現状を危惧しております。県では、コロナ禍の影響を受けた方々を支援するため、「中小企業等支援給付金」や「酒類販売事業者支援給付金」の支援を実施いたします。お気軽にお問い合わせください。

私、飯野まさたけは、「弱きものに寄り添うの政治」を実現すべく汗をかいて参ります。

2021.7.19時点

新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業者向け支援一覧

(相談窓口) 2021.7.19時点

事業者向け

上乗せ
給付!

中小企業
向け

神奈川県
**中小企業等
支援給付金**
(酒類販売事業
者等以外の事
業者)

【対象】4月から6月までの期間に、売上が50%以上減少し、国の月次支援金を受給した県内の中小企業等(県独自に支援金を上乗せして給付)
【給付上限額】中小企業等/月5万円(定額)
個人事業主/月2.5万円(定額)
【申請受付期間】郵送:7/1~10/31、電子:7月下旬~10/31

支援給付金コール
センター
045-900-5907
<受付時間>月曜
から金曜(祝日は除
く)9時から17時まで

上乗せ・
対象拡大
給付!

酒類販売
事業者向
け

神奈川県
**酒類販売
事業者
支援給付金**

【対象】4月から6月までの期間に、①売上が70%以上減少、②売上が50%以上70%未満減少、③売上が30%以上50%未満減少した、県内の酒類販売業免許または酒類製造免許を取得している県内の中小法人等又は個人事業者等
※国の月次支援金を受給していても受給可能(県独自に支援金を上乗せするほか、月次支援金の要件を緩和して支払対象を拡大して給付)
【給付上限額】中小法人等/①月40万、②・③月20万円、
※上限あり 個人事業主等/①月20万、②・③月10万円
【申請受付期間】郵送・電子ともに:7/1~10/31

酒類 中小

売上が前
(々)年比
半減

緊急事態措置
又はまん延防
止等重点措置
の影響緩和に
係る
月次支援金

【対象】
・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者
・ 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少
・ 神奈川県感染拡大防止協力金の支給対象者は給付対象外
【支給額】中小法人等 上限20万円/月
個人事業者等 上限10万円/月
【申請期間】(4・5月分)6/16~8/15
(6月分)7/1~8/31 (7月分)8/1~9/30

月次支援金 事務局
相談窓口
0120-211-240
受付時間 8:30~
19:00(全日)

(再)県から
の要請
で休業

**協力金(第5弾
~第8弾)再度
の申請
受付**

【対象】時短営業に御協力いただいたにもかかわらず、申請期限内に協力金の交付申請ができなかった方等を対象に、再度の申請受付を実施
【期間】7月下旬から申請受付予定

決まり次第ホームペ
ージにて

県からの
要請で休業

新型コロナウ
イルス感染症
**拡大防止
協力金
(第13弾)**

※7/22より、鎌倉市も「まん延防止等重点措置区域IIに入ったため、7/22以降の情報を更新しております。

【期間】7/12(月)~7/21(水)その他地域、
=>7/22(木)~8/22(日)まん延防止等重点措置区域に変更
【対象】通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業し、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗
【要請内容】5時から20時までの時短営業
酒類提供は終日停止(酒類の店内持込みを含む)。
「マスク飲食実施店」認証済の店舗及び認証申請中の店舗を含む。カラオケ設備提供の終日停止※飲食を主たる業とする店舗に限る。
【協力金】
令和元年又は令和2年の時短要請月(7、8月)の1日当たりの売上高を基に計算
●売上高方式/
7.5万円以下/日の店舗: 3万円/日
7.5万円超~25万円以下/日の店舗: 上記売上高 x 0.4/日
25万円超/日の店舗: 10万円/日
●売上高減少額方式/売上高減少額 x 0.4/日(上限20万円)他

協力金(第13弾)コー
ルセンター
045-522-2431 (まん
防区域)
月曜から金曜(祝日は
除く)9時~17時

(関連情報)
**★第13弾協力金「先
行交付」を開始!**
7/20~8/6まで受付、1
店舗あたり70万円。
先行受付専用コールセン
ター 045-522-2432
9~17時

県内の飲
食店向け

神奈川県感染
防止対策用
**アクリル板・
サーキュレー
ター等の貸出**

アクリル板、サーキュレーター、CO2濃度測定器を無償貸出 ※
加湿器受付終了
【対象】飲食店営業許可書を有する事業者限定
【貸出期間】6週間/貸出期間終了後、4分の1の価格で購入または返却を選択
※購入いただく場合の価格 アクリル板750円、サーキュレーター1,300円~2,400円、CO2濃度測定器3,500円~3,740円

横浜会場
080-7486-6356
平日9:30~12:00/
14:00~16:00
横須賀会場
046-813-1275
平日9:30~12:00/
14:00~16:00

県内製造
の製品販
売促進

かもめ
クーポン

神奈川県内の工場・工房で製造された、希望小売価格等が**3万円以上(税抜)**の完成された製品・商品(※)を対象に、割引を支援するクーポン ※部品部材は除く。

<神奈川かもめクー
ポン事務局>事業者
向け045-316-2681
平日9:30~17:30